

東京都 瑞穂町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

1. 住民参加による政策づくり機能の強化

1.1. 議会報告会（みずほまちなか会議）の継続的な実施

瑞穂町議会は、住民との対話を重視する観点から、議会報告会を開催してきました。これは、議会活動や審議内容について町民に直接報告する場であり、住民の議会への理解を深める重要な機会となっています。平成27年からは、名称を「みずほまちなか会議」とし、各会場でテーマを設けてワークショップ方式で町の施策について意見を述べ合う場へと形を変えています。

- ・ 双方向性の確保: 議会報告会（みずほまちなか会議）は単なる報告にとどまらず、住民からの意見や提案を直接聞き取る双方向のコミュニケーションの場として機能しています。
- ・ 議論の活性化: 収集された住民の意見は、その後の議会審議にフィードバックされ、議論の活性化に貢献しています。

1.2. 議会モニター制度の導入と活用

議会活動への住民参加をさらに促進するため、瑞穂町議会は議会モニター制度を導入しています。これは、町内在住・在勤者からモニターを募り、本会議や常任委員会の傍聴を通じて、議会活動に対する意見や感想を提出してもらうものです。

- ・ 客観的な評価: 議会活動を外部の視点から評価してもらうことで、議会は客観的な自己評価が可能になります。
- ・ 改善へのフィードバック: 提出された意見やアドバイスは、会議の進め方や情報発信の方法など、多角的な議会運営の改善に役立てられています。
- ・ 情報公開の促進: 議会モニターから寄せられた意見とそれに対する議会の回答は、ホームページで公開されており、情報公開の透明性を高めています。

1.3. 政策提言と政策研究会の推進

瑞穂町議会は、単なる条例案の審議だけでなく、自ら政策を立案・提言する機能も強化しています。

- ・ 議員政策研究会の設置（適宜）: 議会内に政策研究を行う組織を発足させることで、

専門的な知見に基づいた政策提言の準備を進めています。

2. 行政監視機能の強化

2.1. 議会改革の取り組み

瑞穂町議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革と活性化に努めています。

- ・ 議会活性化特別委員会の設置: 令和元年度に、議会改革に意欲的な議員を中心とした「議会活性化特別委員会」を設置し、議会基本条例の制定を含む議会改革について検討しました。
- ・ 議会基本条例の制定: 議会基本条例を制定することで、議会のあるべき姿を明確にし、住民に分かりやすい議会運営を目指しています。

2.2. 監査機能の強化

議会は、予算や決算の審査を通じて、町の財政運営を厳しくチェックしています。

- ・ 決算特別委員会の設置: 決算時期には、町から提出された決算を詳細に審査する「決算特別委員会」を設置し、財政の健全性や事業効果を検証しています。

3. 政策づくりと監視機能の連携

瑞穂町議会の特筆すべき点は、政策づくりと監視機能が相互に連携し、相乗効果を生み出している点です。

- ・ 住民からのフィードバック活用: 議会報告会（みずほまちなか会議）や議会モニター制度で得られた住民からの意見は、行政に対する一般質問や監視活動の重要な情報源となります。
- ・ 改革による機能向上: 議会活性化特別委員会での議論や基本条例の制定に向けた検討は、政策形成能力と行政監視能力の両方を高めることを目的としました。議会の議論を活性化させることで、より厳格な行政監視が可能になります。
- ・ 情報公開による透明性の確保: 議会モニターからの意見や議会での会議結果を公開することで、行政運営の透明性を確保し、住民の監視の目を高めています。

瑞穂町議会は、議会報告会（みずほまちなか会議）、議会モニター制度といった具体的な

施策を組み合わせることで、住民参加を促す政策づくりと、厳格な行政監視という二つの機能を高いレベルで発揮しています。これらの取り組みは、住民と議会との信頼関係を深め、より良い町づくりに貢献するものです。特に、住民の声を吸い上げる仕組みを制度化し、議会運営の改善に活かしている点は、他の町村議会にとって参考となる先進的な事例と言えます。

(事績 2) 住民に開かれた議会

1. 広聴活動の強化：住民の声を議会活動に活かす

1.1. 議会報告会（みずほまちなか会議）の継続的な実施

瑞穂町議会は、住民との対話を重視する観点から、議会報告会を開催してきました。これは、議会活動や審議内容について町民に直接報告する場であり、住民の議会への理解を深める重要な機会となっています。平成 27 年からは、名称を「みずほまちなか会議」とし、各会場でテーマを設けてワークショップ方式で町の施策について意見を述べ合う場へと形を変えています。

- ・ 双方向性の確保: 議会報告会（みずほまちなか会議）は単なる報告にとどまらず、住民からの意見や提案を直接聞き取る双方向のコミュニケーションの場として機能しています。
- ・ 議論の活性化: 収集された住民の意見は、その後の議会審議にフィードバックされ、議論の活性化に貢献しています。

1.2. 議会モニター制度の導入と活用

議会活動への住民参加をさらに促進するため、瑞穂町議会は議会モニター制度を導入しています。これは、町内在住・在勤者からモニターを募り、本会議や常任委員会の傍聴を通じて、議会活動に対する意見や感想を提出してもらうものです。

- ・ 客観的な評価: 議会活動を外部の視点から評価してもらうことで、議会は客観的な自己評価が可能になります。
- ・ 改善へのフィードバック: 提出された意見やアドバイスは、会議の進め方や情報発信の方法など、多角的な議会運営の改善に役立てられています。
- ・ 情報公開の促進: 議会モニターから寄せられた意見とそれに対する議会の回答は、ホ

ホームページで公開されており、情報公開の透明性を高めています。

1.3. 広報広聴活動の充実

瑞穂町議会は、広報広聴委員会を中心に、議会活動を分かりやすく住民に伝えるための広報活動を積極的に展開しています。

- ・議会だよりの発行: 原則として年4回発行される広報誌「議会だよりの発行」では、議会での審議結果や議員の活動内容を分かりやすく解説しています。
- ・議会ウェブサイトの活用: ウェブサイトには、議会の日程、会議結果、議案、一般質問の通告一覧など、最新の情報が掲載されています。

2. 情報公開の徹底：議会活動の可視化

2.1. 議会中継録画映像の公開

瑞穂町議会は、本会議の様子を住民が視聴できるよう、議会中継録画映像の公開に取り組んでいます。

- ・アーカイブ放送: 過去の会議録画もウェブサイトで公開しており、いつでも議会の議論を確認できる体制を整えています。

2.2. 議事録・会議結果の公開

議事録や会議結果は、議会終了後速やかにホームページで公開されています。

- ・透明性の確保: 議会でのどのような議論が交わされたか、どのような決定がなされたかを住民がいつでも確認できることで、議会活動の透明性が確保されています。
- ・検索性の向上: 会議ごとの議案や一般質問の一覧が整理され、住民が必要な情報を探しやすくする工夫がなされています。

3. 議会改革の推進：住民の負託に応える議会へ

3.1. 議会基本条例の制定

瑞穂町議会は、令和2年9月定例会で、議会の運営原則を定める「瑞穂町議会基本条例」を全会一致で可決・制定しました。

- ・条例の理念: 議会基本条例では、住民への情報提供や意見聴取、議会の活性化など、住民に開かれた議会を実現するための理念が明記されています。

3.2. 陳情・請願への対応

住民からの陳情や請願についても、ホームページで受理状況や審査結果を公開するなど、

透明性の高い対応を行っています。

瑞穂町議会は、議会報告会、議会モニター制度、ウェブサイトでの情報公開、議会中継録画映像の公開、そして議会基本条例の制定など、多角的な取り組みを通じて「住民に開かれた議会」を実現しています。これらの先進的な施策は、住民の議会への理解を深め、議会と住民との信頼関係を構築する上で大きな役割を果たしています。住民の声を積極的に聴き、議会活動に反映させる仕組みを制度化し、議会の透明性を高めています。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

1. 議会広報・情報公開の強化

議員のなり手不足は、議員の仕事内容ややりがい十分に住民に伝わっていないことも一因です。瑞穂町議会は、広報活動を通じて、議会活動を積極的に発信しています。

- ・「議会だより」の充実: 議会での審議内容や議員の活動を分かりやすく伝える「議会だより」を定期的に発行し、議員がどのような仕事をしているかを可視化しています。
- ・議会ウェブサイトの活用: ウェブサイトで議会日程、会議結果、一般質問の内容などを公開し、議会活動への関心を高める工夫を行っています。

2. 主権者教育への積極的な関与

将来の議員候補者育成のため、若年層の政治への関心を高める取り組みも重要です。

- ・主権者教育の推進: 瑞穂町議会は、小・中学校と連携した主権者教育の機会を模索し、「小・中学生議会」を開催するなど、若者が政治や地域社会について考えるきっかけづくりを進めています。

3. 多様な人材の参画促進

特定の年齢層や性別に偏りがちな議員構成を是正するため、多様な人材が立候補しやすい環境づくりを進めています。

- ・議会モニター制度の活用: 議会モニター制度を通じて、普段議会に関わることの少ない住民層、また、議員に立候補しようとしている方に議会を知ってもらう機会となることも期待しています。

瑞穂町議会は、広報広聴活動の強化、制度改革の推進、そして主権者教育への関与など、

多角的なアプローチで議員のなり手不足対策に取り組んでいます。これらの取り組みは、議員の仕事の魅力を高めるとともに、多様な人材が立候補しやすい環境を整備し、将来にわたる議会の安定的な運営を目指すものです。特に、外部の知見（早稲田大学マニフェスト研究所）も取り入れながら主体的に改革を進めています。

（事績４）地方議会・地域活性化のため特別な取組をした議会

1. 住民との協働による地域づくり

1.1. 議会報告会（みずほまちなか会議）を通じた地域の課題発見

瑞穂町議会は、住民との対話を重視する観点から、議会報告会を開催してきました。これは、議会活動や審議内容について町民に直接報告する場であり、住民の議会への理解を深める重要な機会となっています。平成27年からは、名称を「みずほまちなか会議」とし、各会場でテーマを設けてワークショップ方式で町の施策について意見を述べ合う場へと形を変えています。

- ・ 双方向性の確保: 議会報告会（みずほまちなか会議）は単なる報告にとどまらず、住民からの意見や提案を直接聞き取る双方向のコミュニケーションの場として機能しています。
- ・ 課題解決への反映: 報告会で得られた意見は、その後の議会審議や議員提案の政策立案に活かされ、地域課題の解決につながっています。

2. 地域活性化対策

2.1. 地域経済活性化に向けた各種団体との意見交換

議会は、多角的な視点から瑞穂町の活性化策を検討し、各種団体（商工会・農業委員会）との意見交換会を定期的に行い、意見や要望を吸い上げ、適宜町側に要望するなど地域振興に力を注いでいます。

2.2. 基地対策特別委員会、公共交通特別委員会の設置

瑞穂町では、基地対策及び公共交通対策に関する特別委員会を設置しています。

横田基地を抱える自治体として、基地の騒音は住民の生活に直結する課題であり、従前から様々な要望活動を都や国に向けても展開しています。また、公共交通に関する要望活動も毎年東京都やJR東日本などに対し実施しており、瑞穂町議会は、単なる行政監視機関にとどまらず、地方議会として積極的に地域活性化を牽引しています。